

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第卷一十五第

月九年五十和昭

論叢

ミスとリスト……………經濟學博士 堀 經 夫

經濟變動と財政……………經濟學博士 沙 見 三 郎

時論

經濟に於ける統制と體制……………文學博士 高 田 保 馬

研究

元史食貨志に見はれたる貨幣思想……………經濟學士 穗 積 文 雄

統制組織と問屋金融……………經濟學士 山 杉 競

原始教團の共同性……………經濟學士 澤 崎 堅 造

說苑

橋本左内の經濟思想……………經濟學博士 本 庄 榮 治 郎

滿洲大豆の發展……………經濟學士 江 頭 恒 治

附錄

彙報

外國雜誌論題

統制組織と問屋金融

田 杉 競

一 統制組織と問題

事變勃發以來實施せられた各般の經濟統制には多くの摩擦抵抗が伴つた。勿論、官民ともに統制に慣れざるため統制技術の拙劣さから起したる、いはゞ無用の摩擦も少くなかつた。然し統制は、從來原則として自由に委ねられてゐた生産・配給・價格・消費等に何等かの規制を加へるものである限り、各個人又は個々の企業、或は經濟の種々の組織に或る程度の變化を要求する筈である。殊に下請制工業の如き大工業者と中小工業者との間の組織、又は問屋制工業の如き商業者と中小工業者との間に成立せる組織等に及ぼす影響には注目すべきものがある。今や多方面に互る統制の組織漸く整備し、從來の産業組織との摩擦の問題も明かとなると共に、之に對する適應現象が現はれるに至つた。こゝには中小工業に於ける統制組織が商工業者に與へたる二三の影響、特に下請制工業・問屋制工業に與へたる影響と之に關聯して問屋金融に於ける變化をとり上げて見たい。

先づ今日の統制組織の課題、換言すれば統制の具體的目標を明かにすることが便宜であらう。之には凡そ五のものを挙げ得る。(一)原材料の配給統制、(二)生産統制、(三)輸出入リンク制に關する統制、(四)軍需下請(地方統制工業)に關する統制、及び(五)轉業に關する統制。いふまでもなく今日軍需資材確保のため民需向物資の配給は極端に制

限せられるに至つて、多くの原材料に配給統制が行はれ、之が今日統制組織の最大の任務となつてゐる。統制といへば直ちに配給統制か物價統制を想起する程の重要性を持つ。但し物價統制は一應他の統制と、目標と組織とを異にするから今は考察の外におく。いま問題とする中小工業対策は統制強化による中小工業業者の困難を救済せんとする社會政策的意義と、進んで國民經濟の全生産機構の中に於て彼等に一定の位置を指示せんとする再編制的意義とを持つものである。軍需下請も轉換下請もこの點に於て變りはない。¹⁾當面の問題は配給統制と下請統制とから出て来る。

二 下請統制組織における摩擦

中小工場による軍需品製作の下請は直接陸海軍作業廳より受註する場合と、一旦民間大工場が受註しその一部を中小工場が下請する場合とに分たれる。¹⁾前者は初め海軍工廠の指導下に行はれ、地方統制工業の名稱を以て呼ばれたが、今日は陸海軍何れよりも發註されてゐる。地方中小鐵工業者の救済を目的とし、多數の大都市中小工業者を對手とする煩を避けたため、當初は六大都市を除く地方にのみ限られた。地方中小鐵工業者は一般に技術程度低く、納期その他につき無秩序なるため、技術及び經營状態に幾多の指導と改善とを加へる必要がある。業者をして工業組合を組織して必要なる共同設備をなさしめ、又府縣廳が之を指導すると共に、受註斡旋を行ふといふ組織をとつたのは之がためである。事變進展に従ひ轉業問題が緊急化するや、轉業を要する中小工業者を最もよく包容し得るのは、物資不足の際軍需下請より外にないから、各地の轉業相談所の指導の下にこの方面の下

1) 然し乍ら地方統制工業は轉業問題以前より實施され、目標も全く同一ではなから、こゝには兩者を區別した。

1) 拙稿、下請制工業に於ける最近の變化(經濟論叢 第50卷第1號)。

請は更に發展した。かくの如き轉換工業者の軍需下請も亦一般に低技術であるから、工業組合（又は小組合、小組合類似の組織²⁾）の組織によつて指導統制の要があること勿論である。地方統制工業が六大都市附近にも若干及ぼされたのはこの頃の事である³⁾。これら中小工業者に工業組合を組織せしめるのは、事務上の便宜からも出てゐるが、一般にかゝる業者は低技術なるのみならず、中には零細業者をも含み、小さいもののみでは自立する能力なく、稍大なる業者と共に活動して初めて受註能力も出来るからに外ならない。従つて若し比較的優秀なる業者が離脱するならば、爾餘の者は十分の活動をなし得ず、或は全く存立を保ち得ない場合が少くないのである。

下請制工業の第二の範疇たる大工場下請制に於ては之と大いに趣を異にする。大工場下請制は軍需品に限らず民需品に於ても行はれるが、先づ大工場は自己の下請工場を自由に選擇する。下請に出す工程の技術程度に應じて適當なる工場を選び、軍部の承認さへ経ればよい。選ぶ理由は技術程度によるも、下請加工賃の低廉によるも緣故によるも、また従來の取引關係によるも、全く自由である。たゞあまりに低技術の業者に下請せしむるときはたとひ加工賃は低廉であつても製品の精度が低下する。全體の製品の精度はかゝる下請部分の精度に制約されるからである。大工場が比較的優秀なる中小工場を自己の支配下に置かんと努力するに至ることは蓋し當然である。こゝに於て地方統制工業又は轉換下請に組織されてゐる工場を引き抜かんとする問題が出て來る。勿論前述したる如く地方統制工業はあまり大都市に實施されてゐない。然るに大工場下請制工業は主として大都市の中小機械工業者の地盤の上に立つ。それ故に大工場下請制が之と利害の對立を起すことはさして多い事例ではない。けれども轉業關係の軍需下請は都市にも地方にも實施されてゐる。轉換中小工業者がその工業組合中に比較的優

2) 東京市に於ける工業會は小組合類似の組織である。
3) 日本能率聯合會編、地方工業化及下請問題(座談會記錄)。
4) 藁谷英彦、中小鐵工業助成指導策、18—20頁、66—68頁。

秀なる工場あつて初めて存立を保ち得るといふ事は、轉業が一般に極めて困難なる事情にある際、特に重大である。しかも大工場はかゝる優秀工場を自己の下請工場にせんとするのである。

之について何れの立場を認むべきか、問題は、重點主義を實行し、大工場の生産力増大を主とすべきか、從つて中小工業者の多少の犠牲も忍ぶべしとするか、或は中小工業の保護を重視し、國民經濟全體に於ける勞働力の調整を生産政策の上位に置くべきか、によつて決まる。現在の政策は周知の如く前者である。大工場・優秀工場中心の重點主義にある。かくて大工場が優秀なる設備を具へたる自己の工場を擴張せねばならぬは勿論のこと乍ら、比較的優秀なる下請工場を選択せんとする行動も認めざるを得ないであらう。

三 問屋制工業に於ける商人排除

配給統制は今日行はれてゐる統制中で最も廣汎な範圍を占めてゐる。配給統制は不十分なる物資を必要なる方面へ流さんとする目的をもつが故に、之を圓滑に行ふためには配給過程の合理化が必要となる。個々の企業の自由なる活動によつて自然に行はれてゐた財貨の流れは極めて錯綜してゐるから、之を統制組織によつて簡單化せねばならない。而して配給過程の合理化といへば直ちに中間商人の整理が問題となる。一は配給費の過大を避け、一は商業資本の中小工業壓迫を除くためである。商工省その他に於ける最近の政策は何れもこの方向に進んでゐた。今や配給統制上の必要はこの動きを一層促進することゝなつたのである。

原材料の配給統制（及び製品の販賣統制）はなるべく商人の手を経ずして直接工業者に對して（若くは工業者より）之

1) 本位田祥男、統制經濟の理論、306頁。配給過程の合理化は物價統制の補助的手段としても必要であり、最近はこの意味で重視されてゐる。

を行ふ。統制組織が直接購入配給にまで當らない時は、割當又は配給證明書(切符)の發行をなし、證明書は原則として工業者に與へられる。従つて工業者は之を配給業者に持參して原材料を入手する。商業者の指示を俟たずして原材料獲得權を確保することゝなつたのである。これは問屋制工業にとつては少からぬ變化といはねばならぬ。蓋し従來問屋制工業に於ては問屋は原材料の少くとも一部を自ら購入したる上、工業者に支給し、又は原料代金の延拂を許し、製品販賣を擔當することゝ共にこの點を通じて中小工業者に大なる支配權をふるひ、加工賃の切下げを強要したのである。問屋が中小工業者に設備資金その他の融通を行ふときも同じく工業者支配の重要な横杆となるが、實物たる原材料の支給は殆ど之と同様な效果をもつ。

かくの如き配給統制によつて問屋商人の地位に如何なる變化が起つたか、現實に問屋商人は排除されたか、次に二三の事例を擧げる。

一 綿織物業 綿絲については昭和十三年七月以來國內用製品に使用を禁止し(軍需及び特免品を除く)、綿絲配給は専ら輸出用のみ行はれる。しかも綿布製織は原材料生産者たる紡績會社以外の者には禁止された。紡績會社は従來より織布を兼營してはゐたが、紡績會社の製品は或る種類に限られてゐたし、その他の綿布、即ち手工的操作、特殊の加工を要するもの等については各地の中小綿織物業者が之に當つてゐたから、紡績會社は自己の責任に於てこれらに賃織せしめる外ない²⁾。かくてこの場合には紡績會社が直接織布業者に原絲を供給して賃織せしめ、製品を引取つて、更に加工業者を経又は經ずして輸出商に賣るから、こゝに綿絲商と綿布商とは排除されることゝなる。これら商人にして製造の一部をも兼ねる製造問屋は商人としての活動を認められなくなる。

2) 西藤雅夫、綿業統制と紡績會社(日本經營學會編、經營學論集、第13輯)其他。

然し乍ら事實は屢々、商人を何等かの形で認めねばならなかつた。例へば機業者が多數且小規模である場合、殊に製品種類が多い場合にはこれらを或る程度綜合することは原料獲得、製品販賣上必要の事であり、こゝでは問屋の存在は十分の理由をもつ。統制實施後と雖も、紡績會社はかゝる多數の小業者と交渉することは煩雜に堪へざるがゆゑに問屋を利用することとなる。又産地が紡績會社・輸出高から遠く離れてゐる場合には産地問屋の存在は必要となる。かくて例へば播州綿織物業に於ては從來、紡績會社—綿絲商—機業者—綿布商—輸出商の經路に於て製織・販賣されてゐたのが、「綿絲商は形式的にも實質的にも消滅したが、綿布商は在來の取引事情に通曉せる結果、紡績會社の出張員又は仲立人として紡績會社に包攝せられ、紡績會社の名に於て從來通りの取引方法を繼續した。」³⁾たゞ後の場合に綿布商の商業的活動は著しく制限せられたのである。之に對し遠州に於ては小機業者多く、且製品の種類から分業著しく、從來製造問屋がこれらの間にあつて問屋の機能を果してゐたのであるが、統制實施以來も之を排除すること不可能であり、實際上紡績會社と輸出商と自己に従屬せる一群の賃織業者との間の連絡をとつてゐた。最近に至り製造問屋の紡績會社並に機業者に對する關係を明確にせんとして、(賃織業者の「グループリンクを制度化し」⁴⁾之を製造問屋が統轄して「工場—紡績會社リンクの原則を確立する」⁴⁾ととなつた。雜綿と生地綿布とに於て詳細なる點に相違があるが、原則は同じくグループの統轄者として製造問屋の地位を認めたことである。

二 人絹織物業 人造絹絲は人絹會社より各地の特約店に販賣され、機業者は大體に於て日本人造絹織物工業組合聯合會(人工聯)—工業組合の割當てる切符により特約店より購入する。製品の輸出については輸出統制が行

3) 藤井茂、我國綿織物業の輸出伸張力(國民經濟雜誌、第68卷第3號、96頁)。
4) 前掲論文、97—99頁。

はれてゐる。しかも配給統制に於て國內向についてこそ人絹の購入には元賣組合員（特約店）が當り、機業者に對する個々の配給には從來の實情を尊重して元賣業者・卸賣業者が之を行ふものとされたが、事實上產地問屋の取扱ふ數量は極めて少量であり、他方輸出に至つては工業組合に直接配給權が與へられ、絲は特約店から配給されて問屋は排除されることとなつた。かくて特約店は認められるが、產地問屋の活動は著しく制限されることとなつたのである。

かくの如き統制による商人排除傾向に對して商業者は如何にして對處するか。從來より中小機業者多き福井地方人絹織物業について見るに、問屋はこれら機業者に原料支給又は金融をなし、又製品の販賣を行つて、工業者を綜合・支配してゐたのであるが、統制後と雖もかゝる問屋制工業の形態を何等かの方法で維持せんとする努力が強い。或は商業者の側より、或は工業者の側より。先づ產地問屋は機業者數個とブロック（共販會社・購販代行組合の如き形をとる）を形成し、機業者を代表して原料配給をうけ、又製品の販賣を引き受ける。その中には人工聯に公認されて正式に原料配給を受け得るものと、公認をうけずして事實上之を行つてゐるものとある。恰も原絲の配給が圓滑を缺き、特に中小機業者には原料獲得難が甚しかつたので、彼等自ら數個相集まつて原絲商又は織布商と結び付き、以て原料獲得上の地位を強化せんとする動きもある。中小機業者たるが故に、商業者を排除するよりも却て利用せんとするのである。（問屋を排除せる機業者のみの共同購入・共同販賣をなさんとするブロックもある）更に之と別個に大資本、就中大阪方面の特約店・人絹會社が資本的に進出して福井機業者を支配するブロック化も注意せねばならぬ。例へば江商資本の指導下にある福井機業製品高級化輸出リンク組合、東洋レーヨンの試験

5) 臨時物資調整局編、重要物資の配給統制、75頁。
6) 藤田敬三、問屋制工業の新生活路（エコノミスト昭和14年12月1日號）。

(織物)工場、その他二三の人絹會社の同様なる計畫等であつて、こゝに於ては資本的進出の外、原絲販路の擴張確保、優秀機業者の選擇による品質改良、大量輸出注文に應ぜんとする用意(特約店は同時に輸出高であるものが多し)等が動機であるが、同時に産地問屋は排除せられつゝある。かくの如く配給統制によつて商業者は簡單に排除されはしないが、配給経路の計畫化によつてブローカーの如きは存在する餘地減じて従來百人以上もゐたのが半減した。⁷⁾

三 機械器具工業 機械器具工業の原料たる鐵鋼も工業者に配給される。日本鐵鋼製品工業組合(鐵工聯)より、大工業者に對しては日本機械製造工業組合(機工聯)を経て、中小工業者に對しては業種別工聯又は府縣工聯を経て、各工業組合に割當てられ、工業組合より工業者に割當證明書が與へられる事となる。かくて従來機械商が原料支給・製品販賣を通じてもつて居り、或はブローカーが自己の勢力範圍内に持つてゐた、中小工業者に對する支配力が弱められるに至つた。しかも統制に先立ち、機械器具工業に於ては大工場が下請發註によつて中小工場を支配する事態が廣まりつゝあつた。今や統制によつて原材料の配給が中小工業者には窮屈となるに反し大工業者に比較的多い點からいへば、大工場はむしろ下請を發展せしめることが容易になり、之に反し機械商は單に製品販賣に當るのみで、中小工業者を支配する力を失ひつゝある。しかも更に工業者の直接販賣増加し、他方、機械商の従來支配してゐた中小工場が屢々特に低技術であり、機械生産計畫化の圏外に没落しゆくため、機械商の排除は促進される。原料配給経路の整理と大工場下請制の發展はブローカーの存在する餘地をなくした。然しこゝでも商人は何等かの形で存続しようとする。例へば或る機械商は比較的優秀なる中工場に資本的進出を

7) 藤田敬三、前掲論文、及び筆者調査による。

8) 筆者調査による。

なして技術的進歩の機會を與へ、又下請工場數個を從屬せしめ、且製品の販賣を擔當する。即ち出資に基く工場の支配力を以て從來の地位を保持せんとするのである。⁹⁾又或るブローカーはその資本を以て一中工場を買收して自ら大工場の下請工場となると共に、從來よりの取引關係ありし數工場を再下請工場として從屬せしめる。¹⁰⁾即ち以前の商業者としての資本と取引關係を利用して工業者となつたのである。然しこの場合は一應商業者としては排除されたわけである。

以上綿織物業・人絹織物業及び機械器具工業をとりあげて商人排除傾向の實情を示したのであるが、同様の事實は原材料配給統制の行はれてゐる工業には多少とも現はれてゐる。

四 問屋金融の現状

原材料配給統制が多少とも問屋商人の排除傾向に進むべきこと、又現實に問屋商人の或るものは排除されたことは以上見た如くである。然るに問屋制工業なるものは中小工業者が市場知識の不足、資力の不十分より商業者に依存し、その力によつて組織化されて初めて、存立を續けて來たものである。たゞ商業に依存し、殊に金融を受けてゐるため中小工業者はその下に壓迫され、加工賃又は價格を切り下げられることが多かつた。今日統制の進展に伴ひ問屋商人が排除されんとして、問屋金融の杜絶から中小工業者に金融上の困難が起つてゐないか。

先づ排除されなかつたのは如何なる商人であつたか。問屋制工業に於ては第一に、單獨に市場化するに不十分なる種類(工程)と數量とを生産する中小工業者が、自ら市場知識を有せざるため、問屋に生産の方向を指示され

9、10) 大阪に於て筆者の調査したる實例。

販賣を依存するが故に、問屋の存在が必要となる。而して工業者の規模の小なるほど問屋に對する依存性大である。第二に、中小工業者は資力の不十分なるため原料購入に於て問屋に依存する。或は原料を問屋より支給され或は買取るも代金を延拂として製品價格より差引きで支拂ふこととする。この點に於ける問屋の存在の必要も工業者の規模小なるほど強い。屢々設備資金さへも問屋に仰ぎ、殆ど絶えず問屋に對して多少の債務を負つてゐる。以上の二つの理由からして、之なくしては工業者の經營が困難となるといふ意味に於て、問屋は十分存在の理由を有する。かくの如き場合は統制強化の際と雖も何等かの形で問屋を認めざるを得ない。尤も商業者にして市場機構整備せざる時よりの殘存物たるに止まり、現在は既にその重要性を失つてゐるものもある。工業者の規模が大となり、製品種類の規格化したる場合、商業者の一部はかゝる状態となるであらう。例へば遠州綿織物業に於ては機業者の規模小さく、製品種類多く、著しく分業化し、その經濟的地位は問屋への依存を必然的たらしめてゐる。又大阪・東京等の大商業者と離れてゐることが問屋の存在を便とする。こゝで製造問屋を制度上認めざるを得なかつたのはこの爲めである。之に反し播州に於ては機業者比較的大にして、又製品種類も單純であり問屋の必要は少い。福井人絹織物業は地域により少しく異なるが、大體に於て小規模機業者多く、問屋に依存すること強かつたから、問屋の排除は完全に行はれない。

かくて第一に工業者の規模小なること、第二に分業發達せること、第三に大阪東京の如き大商業資本又は輸出商と遠隔せる地にあることは産地問屋の存在を必要とする。かゝる場合には多く問屋の存続が認められてゐる。

小工業者が多い場合には屢々問屋は存続を認められざるを得ないが、一方小工業者多ければ兩者の間に金融關

係あることが多い。例へば福井人絹織物業に於ては小機業者に對する金融相當額に上り、かゝる場合には之が問屋の地位を強め、問屋排除傾向を妨げる。即ちかゝる部門にては問屋金融は依然として行はれ、問屋の地位を鞏固にする。問屋がその資本力を利用して製造問屋となり、或はプロツクの代表者となり、工業者としての資格をも得るときは、原料配給を獲得して一層強くなる。この例の如く問屋金融ある場合に問屋排除が常に困難であれば、問屋金融杜絶による中小工業者の困難はさして重要でなく、問題は起らない筈である。

然し事實は必ずしもさうでない。問屋の排除は種々の場合に進行し、問屋金融の杜絶といふ事態が起ることゝなつた。第一に曩に繰述せる配給過程の合理化の強行によつて問屋の中に没落するものがあるから。第二に商業資本の強さがその存続力を決定する一要素であるから、大資本はその力を利用して存立を保ち、産地問屋、殊に小問屋は屢々排除される。産地問屋より金融を受けてゐた中小工業者は困難に直面せざるを得ない。更に注意すべきは、最近原材料不足が原材料供給者としての問屋（製造問屋）の地位を強化し、現金取引を要求することである。従來延拂を許されてゐた工業者はこの點からも困窮する筈である。これらの事情よりいへば中小工業者の困難は十分豫想される。然るに最近の事實はかゝる豫想にも拘らず、多くの工業者は金融上の困難をさして感じてゐないことを示す。之は注目すべき事實であると考へられる。

その原因の第一は、工業組合の積極的活動にある。優秀なる工業組合では或は原料の共同購入を行ひ、或は預金部資金を借入れて業者に金融を與へてゐる。次の二表は工業組合の金融事業の状況と、工業組合の共同仕入資金として商工組合中央金庫より融通せられたる額を示す。就中、「組合金融事業状況の項目中賣掛金及び受取手

1) 筆者の各地標本調査の結果による。

形は主として組合員に對する原材料配給の結果を示すものと見られる²⁾。

第一表 工業組合金融事業狀況 (單位千圓、但シ平均ハ單位圓)

調査年度	回答組合數	貸付金	賣掛金	受取手形	合計	一組合當り平均
昭一	七八五	四、七〇〇	三、七七八	一、一九〇	九、六六八	一一・三一七
一二	一、〇九九	六、五二二	五、二八三	一、八四〇	一三、六四六	一二・四一七
一三	二、〇二二	七、六二一	九、四八四	二、二三三	一九、三三八	九・五六四

工業組合中央會編、工業組合年報に依る。

第二表 商工組合中央金庫對工業組合共同仕入資金貸出狀況 (金額單位千圓)

年月末	口數	金額	總貸出高ニ對スル百分比	
			口數	金額
昭一二、一二	九〇	二、〇一四	一六・七	二九・四
一三、一二	一八五	三、二二三	一六・九	二二・七
一四、一二	三五二	四、二二〇	二〇・五	一五・二

第二には、工業者の收入増加による。即ちインフレーションの浸潤により各種商品の需要増加し、價格騰貴すると共に、工賃の昂騰も著しい。原料は次第に不足してゐるが、それにも拘らず、工業者の收入は減ぜず、むしろ屢々増加してゐる。このため原料が直接工業者に配給される時もその購入資金を自ら調べ、現金買の能力を有してゐる。勿論、製品についても現金取引が盛に行はれ、販路を見出すこと容易である。

第三に、統制により生産が規則的となり、金融上の必要少くなつたことによる。即ち物資の不足からひいて生産・配給の計畫化が行はれ、見込生産は出来る限り抑へられて、各種商品に投機的要素が少くなつた。生産が殆

2) 泉至剛、中小工業金融の實情とその對策(商工行政、昭和15年5月號)。

ど規則的に行はれ、經營が安定するならば、當座の手許資金さへあれば生産は繼續される筈である。

五 問屋排除傾向は永續するか

統制組織の整備に伴ひ從來の産業組織との間に摩擦が起る、中小工業を問題とする限り、下請制工業に於て工場下請制と地方統制工業乃至轉換下請工業との間に下請工場争奪をめぐつて屢々問題が起る。然しこの場合には問題は比較的簡單である。次に問屋制工業に於ては配給統制が問屋排除を伴ふため、こゝに問屋の之に對する適應策と之より受くる中小工業者の影響とが問題となる。問屋は一概に且容易に排除されるものではなく、その必要のあるところでは何等かの形で存續を認められざるを得ない。商業者と中小工業者群とのブロック形成の如きその現はれである。然し配給経路の合理化・簡單化を行ふ限り、各種の産業に於て多少とも層問の排除は見られる。それにも拘らず之に伴ふ中小工業者の金融上の困難は案外見出されないのである。かゝる現象は一時的のものであらうか、永續的の傾向であらうか。

極めて長期間の傾向としては問屋は次第に―或る限度までは―排除されるであらう。然し中小工業者が中小規模である限り問屋に依存せずしては殆ど存立を保ち得ないから、たとひ統制の必要上之を整理せんとしても、その原則を貫くことは不可能となる。たとひ現在は工業者の側に於て問屋依存の程度が減じ、問屋排除の可能性は大である。工業者は第一には原料配給を直接に得、第二に需要増加して販賣容易となり、第三には収入増加し經營安定して、金融を求むる要なくなつたからである。然し乍らかゝる事情は多く統制或は好景氣といふ、いはゞ一

時的の現象によるものであり、一旦原料が自由になり、殊に不景氣を迎へるに至れば工業者は再び苦境に立ち、再び問屋に從屬する可能性が依然として極めて多い。

尤も大資本が中規模の工業に進出し、その比較的優秀なるものを支配下に置き、品質向上、輸出用大量注文の消化等の目的を達せんとする傾向は、現在のところさして廣汎に現はれてはゐないが、この事自體産地問屋の排除となり、中小工業合理化の目的をもつ永續的傾向と認めて差支ないであらう。

問屋金融が屢々問屋の中小工業壓迫の原因となる點よりいへば問屋の排除は喜ぶべきことであるが、この一時的現象を永續せしめるためには、現に一部の活動的なる工業組合の行へる如き金融活動と共同事業とをこの際擴充するほかないであらう。勿論この事たるや決して容易な事ではない。